重 点 移 譲 リ ス ト

別紙2

凡例　「重点」…重点移譲事務、「○」…移譲可能事務
「■」…既法定移譲事務、「◎」… 既条例移譲事務、「－」…対象外

分野	法令名	事務の名称	権限移譲の効果	前橋市	高崎市	伊勢崎市	太田市	桐生市	沼田市	館林市	渋川市	藤岡市	富岡市	安中市	みどり市	榛東村	吉岡町	上野村	神流町	下仁田町	南牧村	甘楽町	中之条町	長野原町	嬬恋村	草津町	高山村	東吾妻町	片品村	川場村	昭和村	みなかみ町	玉村町	板倉町	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町	他県等実績	うち全移譲	所属
1 安心・安全	生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	特定物資の売渡しに関する指示及び命令等	1　当該法律が発動した有事において、権限を有する自治体の区域内で特定物資の販売若しくは保管等に関する業を行う事業者等に対して速やかな調査、指導等が可能になる。 2　地域の実情などを熟知している市町村において、きめ細かく的確な対応が可能になる。	重点	重点	重点	◎	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	◎	◎	重点	◎	重点	◎	◎	重点	重点	重点	◎	重点	重点	重点	重点	重点	重点	13	4	消費生活課
	国民生活安定緊急措置法	指定物資の標準価格に関する指示等	1　当該法律が発動した有事において、権限を有する自治体の区域内で指定物資の小売りに関する業を行う事業者等に対して速やかな調査、指導等が可能となる。 2　地域の実情などを熟知している市町村において、きめ細かく的確な対応が可能になる。	重点	重点	重点	◎	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	◎	◎	重点	◎	重点	◎	◎	重点	重点	重点	◎	重点	重点	重点	重点	重点	重点	13	4	消費生活課
4 衛生	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可等	1　都市計画等と関連させ、地域の実情に応じたまちづくりを市町村が主体となって総合的に取り組むことができる。 2　墓地等の経営と市町村に届けられている墓地等の管理者と合わせて、指導・監督を行うことが可能になる。	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	重点	重点	重点	重点	重点	重点	◎	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	43	18	食品・生活衛生課
5 環境保全	浄化槽法	浄化槽の設置届の受理、届出に関する勧告・指導等	1　一部事務については市のみで受理審査が完結するため、審査期間が短縮される。 ※市が特定行政庁として管轄する建築物に係る浄化槽に係る事務 2　受理審査の際に、県が市町村に行っていた情報照会(下水道供用状況等)が不要となるなど、県・市町村トータルで他機関への照会事務が削減となる。	■	■	◎	◎	◎	◎	◎	重点	重点	重点	重点	重点	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	34	9	廃棄物・リサイクル課
		公共浄化槽の設置計画等に関する協議	1　自治力の向上（全市町村） 各市町村で定める生活排水処理計画等に基づき、公共浄化槽の設置計画を自ら決定していけるため、市町村による主体的な汚水処理施設の整備が促進される。 2　事務効率化（特定行政庁である市） 市の内部で設置計画の審査が完結するため、協議期間等が短縮され、事務の効率化が図られる。	■	■	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			廃棄物・リサイクル課
		浄化槽の法定検査等に関する指導・勧告等	浄化槽法における浄化槽管理者が行う維持管理に関する事務の全般が、市町村で完結することになる。	■	■	重点	重点	重点	○	重点	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	33	5	廃棄物・リサイクル課

分野	法令名	事務の名称	権限移譲の効果	前橋市	高崎市	伊勢崎市	太田市	桐生市	沼田市	館林市	渋川市	藤岡市	富岡市	安中市	みどり市	榛東村	吉岡町	上野村	神流町	下仁田町	南牧村	甘楽町	中之条町	長野原町	嬬恋村	草津町	高山村	東吾妻町	片品村	川場村	昭和村	みなかみ町	玉村町	板倉町	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町	他県等実績	うち全移譲	所属
６農業・林業	農地法（付帯事務として租税特別措置法）	農地転用の許可及び立入検査等（４ｈａ以下）	１　市町村で手続きがすべて完了すること。 ２　関係市町村（農業委員会）と県（農業事務所）との申請書類等の送達手続き等の省略により、事務処理の効率化が図られ、申請者に対する処分決定までに要する日数が短縮される。 ３　違反行為等に対し、迅速に対応できる。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	重点	重点	◎	重点	重点	重点	◎	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	39	3	農業構造政策課
８まちづくり	屋外広告物法、群馬県屋外広告物条例及び同条例施行規則	屋外広告物の除却及び表示の許可等	１　住民にとって申請窓口が近くになり、利便性が向上する。 ２　基礎自治体である市町村が屋外広告物行政を行うことにより、景観行政と一体となって良好な景観形成が図られる。	■	■	◎	◎	◎	重点	重点	重点	◎	◎	重点	重点	重点	重点	重点	重点	◎	重点	重点	◎	重点	重点	重点	重点	重点	重点	◎	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	41	18	都市計画課
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特定路外駐車場の設置届出に係る事務	駐車場の設置については各町村の都市計画に基づいて行う必要があり、事業者からの申請を各町村で判断できる。また、交通計画や交通結節点強化等の施策と併せて実施することで自治力の向上が図られる。	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	重点	重点	○	○	重点	○	重点	重点	重点	○	重点	○	◎	○	○	○	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	30	9	都市計画課
	都市計画法	開発行為の許可	まちづくり（都市計画）の主体は市町村にあり、計画的なまちづくり（マスタープラン）との整合を図る上で、当該市町村が開発行政に携わることにより、住民の意見を的確に把握する機会を得ることができ、まちづくりに反映させることが可能となるなど、実情を把握したまちづくり（都市計画）に寄与する。	■	■	■	■	◎	重点	◎	重点	◎	重点	重点	重点	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	39	0	建築課
	公有地の拡大の推進に関する法律	土地を譲渡しようとする場合の届出受理等	都市計画区域内（町村）での土地の有償譲渡に係る届出及び申出は、町村を経由して県知事あてに行うこととなっている。事務の権限移譲を行うことで、県の土地買取り対象施設(県道等)に該当しない場合、県への照会は不要となり、町村において直接届出者（申出者）へ土地買取り希望の有無の通知が行えることから、事務の効率化と期間の短縮が図られる。	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	◎	重点	－	－	◎	－	◎	◎	重点	－	重点	－	重点	－	－	－	◎	◎	重点	◎	重点	重点	重点	33	6	地域創生課
	国土利用計画法	土地に関する権利の移転等の届出	届出制の趣旨は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るための土地の利用目的の審査であり、地域の実状を把握している基礎自治体がその審査を行うことで、より実態に即した利用目的審査を行うことができる。	◎	◎	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	◎	重点	重点	○	○	◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16	6	地域創生課
		遊休土地に関する措置	地域の実状を把握している基礎自治体が遊休土地に関する措置を主体的に行うことで、より一層の有効かつ適正な土地利用を促進することができる。	◎	◎	重点	重点	重点	重点	重点	重点	重点	◎	重点	重点	○	○	◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19	8	地域創生課
９その他	地方自治法	あらたに生じた土地の届出受理等	市町村の区域内にあらたに土地が生じた場合、市町村長はその該当土地の所属する町又は字を決定するため地方自治法第260条の規定により議会の議決を経て、これを告示しなければならず、この権限移譲を受けることにより市町村において一体的に処理することができる。	◎	◎	◎	◎	重点	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	重点	重点	重点	◎	◎	◎	◎	◎	重点	◎	◎	重点	◎	重点	◎	重点	◎	◎	◎	◎	◎	重点	重点	◎	40	30	市町村課